

四日市市消防本部訓令第1号

四日市市警防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月20日

四日市市消防長 小谷 正人

四日市市警防規程の一部を改正する規程

四日市市警防規程（平成9年四日市市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出動区域)</p> <p>第24条 消防部隊の出動区域は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>三重県内高速道路等における消防相互応援協定（平成31年締結）</u>に基づく担当区間の区域</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(出動区域)</p> <p>第24条 消防部隊の出動区域は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線、名古屋神戸線、伊勢線及び尾鷲多気線にかかる消防相互応援協定（平成25年締結）</u>に基づく担当区間の区域</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(現場指揮者)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前項</u>による報告を受けた上位の指揮者は、災害の状況から判断して自ら指揮をとる必要があると認めるときは、指揮宣言を行い、指揮権を移行させるものとする。</p> <p>別表第2（警防本部及び現地本部に係る</p>	<p>(現場指揮者)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前号</u>による報告を受けた上位の指揮者は、災害の状況から判断して自ら指揮をとる必要があると認めるときは、指揮宣言を行い、指揮権を移行させるものとする。</p> <p>別表第2（警防本部及び現地本部に係る</p>

運用体制の配備基準）（第9条、第13条関係）

【別記1 参照】

運用体制の配備基準）（第9条、第13条関係）

【別記1 参照】

【別記1】

改正後

区分	配備基準
警戒初動体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内に津波注意報（津波予報区「伊勢・三河湾」）、高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されているもの）のいずれかが発表されたとき 2 管内に大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報が発表されたとき 3 管内に震度4の地震が発生したとき 4 県内（管内を除く）で震度5（弱）以上の地震が発生したとき 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 6 異常な自然現象又は人為的原因による災害で被害の発生が予想されるとき
第1次体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内に大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報が発表され、被害が発生又は被害の拡大が予想されるとき 2 管内に震度5（弱）の地震が発生したとき 3 津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）、高潮警報のいずれかが発表されたとき 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 5 管内に大規模な火災、救助又は救急が発生したとき 6 四日市市国民保護計画に基づく市危機管理対策本部が設置されたとき 7 異常な自然現象又は人為的原因による災害で被害が発生又は被害の拡大が予想されるとき
第2次体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1次体制による警防体制を強化する必要があるとき
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内に震度5（強）以上の地震が発生したとき 2 管内に特別警報が発表されたとき 3 大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）が発表されたとき 4 四日市市国民保護計画に基づく市国民保護対策本部が設置されたとき 5 管内に風水害その他異常な自然現象あるいは人為的原因による

甚大な被害が発生又は甚大な被害の発生が予想されるとき

改正前

区分	配備基準
警戒初動体制	<ol style="list-style-type: none">管内に大雨、洪水、大雪、暴風、<u>暴風雪又は高潮</u>のいずれかの警報が発表されたとき管内に震度4の地震が発生したとき県内（管内を除く）で震度5（弱）以上の地震が発生したとき南海トラフ地震臨時情報（調査中）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき異常な自然現象又は人為的原因による災害で被害の発生が予想されるとき
第1次体制	<ol style="list-style-type: none">管内に大雨、洪水、大雪、暴風、<u>暴風雪又は高潮</u>のいずれかの警報が発表され、被害が発生又は被害の拡大が予想されるとき管内に震度5（弱）の地震が発生したとき津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）が発表されたとき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき管内に大規模な火災、救助又は救急が発生したとき四日市市国民保護計画に基づく市危機管理対策本部が設置されたとき異常な自然現象又は人為的原因による災害で被害が発生又は被害の拡大が予想されるとき
第2次体制	<ol style="list-style-type: none">第1次体制による警防体制を強化する必要があるとき
非常体制	<ol style="list-style-type: none">管内に震度5（強）以上の地震が発生したとき管内に特別警報が発表されたとき大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）が発表されたとき四日市市国民保護計画に基づく市国民保護対策本部が設置されたとき管内に風水害その他異常な自然現象あるいは人為的原因による甚大な被害が発生又は甚大な被害の発生が予想されるとき

附則

この規程は、令和7年6月20日から施行する。